

令和4年度第6回庁議 次 第

日時：令和4年9月21日（水）
14：30～15：00

場所：6階第1・第2特別会議室

付議事項

1 審議事項

(1) 令和4年第6回沖縄県議会（9月定例会）

提出予定議案について

【資料】

資料1 令和4年第6回沖縄県議会（9月定例会）提出予定議案一覧表等

資料2 令和4年第6回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明資料

資料3 令和4年度一般会計補正予算（第4号）（案）説明資料

令和4年第6回沖縄県議会

(9月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和4年第6回沖縄県議会(9月定例会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
知事公室							0	
総務部	1	5		1		3	10	
企画部							0	
環境部							0	
子ども生活福祉部						1	1	
保健医療部			3			1	4	
農林水産部			7			4	11	
商工労働部						5	5	
文化観光 スポーツ部							0	
土木建築部			9			7	16	
企業局			2			2	4	
病院事業局		1				1	2	
教育庁		1					1	
公安委員会							0	
合 計	1	7	21	1	0	24	54	

※ ()内は先議案件であり、内数。

令和4年第6回沖縄県議会(9月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和4年度沖縄県一般会計補正予算(第4号)	総務部	
乙 1	条例	沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例	総務部	
乙 2	条例	沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 3	条例	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 4	条例	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 5	条例	沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	総務部	
乙 6	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	
乙 7	条例	沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	教育庁	
乙 8	議決	工事請負契約について(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その10))	土木建築部	
乙 9	議決	工事請負契約について(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工P1-P6・北))	土木建築部	
乙 10	議決	工事請負契約について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	
乙 11	議決	工事請負契約について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	
乙 12	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(陽明高校校舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	
乙 13	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(陽明高校校舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	
乙 14	議決	財産の取得について	保健医療部	
乙 15	議決	財産の取得について	保健医療部	
乙 16	議決	財産の取得について	保健医療部	
乙 17	議決	訴えの提起について	土木建築部	
乙 18	議決	指定管理者の指定について(首里城地区内施設及び首里城公園)	土木建築部	
乙 19	議決	指定管理者の指定について(海洋博覧会地区内施設)	土木建築部	
乙 20	議決	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
乙 21	議決	農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 22	議決	水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 23	議決	水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 24	議決	通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 25	議決	農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 26	議決	農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 27	議決	令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	企業局	
乙 28	議決	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	企業局	
乙 29	同意	沖縄県土地利用審査会委員の任命について	総務部	
1	認定	令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について	総務部	
2	認定	令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
3	認定	令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	商工労働部	
4	認定	令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	商工労働部	
5	認定	令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	土木建築部	
6	認定	令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	子ども生活福祉部	
7	認定	令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	総務部	
8	認定	令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
9	認定	令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	農林水産部	
10	認定	令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
11	認定	令和3年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	商工労働部	

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
12	認定	令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
13	認定	令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	商工労働部	
14	認定	令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	商工労働部	
15	認定	令和3年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
16	認定	令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	土木建築部	
17	認定	令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
18	認定	令和3年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
19	認定	令和3年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	総務部	
20	認定	令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	保健医療部	
21	認定	令和3年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	病院事業局	
22	認定	令和3年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	企業局	
23	認定	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	企業局	
24	認定	令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	土木建築部	

令和4年第6回沖縄県議会

(9月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

令和4年第6回沖縄県議会(9月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例	総務部	1
乙 2	条例	沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	2
乙 3	条例	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 4	条例	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	総務部	4
乙 5	条例	沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	総務部	5
乙 6	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	6
乙 7	条例	沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	教育庁	7
乙 8	議決	工事請負契約について(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その10))	土木建築部	8
乙 9	議決	工事請負契約について(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工P1-P6・北))	土木建築部	9
乙 10	議決	工事請負契約について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	10
乙 11	議決	工事請負契約について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	11
乙 12	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(陽明高校校舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	12
乙 13	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(陽明高校校舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	13
乙 14	議決	財産の取得について	保健医療部	14
乙 15	議決	財産の取得について	保健医療部	15
乙 16	議決	財産の取得について	保健医療部	16
乙 17	議決	訴えの提起について	土木建築部	17
乙 18	議決	指定管理者の指定について(首里城地区内施設及び首里城公園)	土木建築部	18
乙 19	議決	指定管理者の指定について(海洋博覧会地区内施設)	土木建築部	19
乙 20	議決	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	20

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 21	議決	農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	21
乙 22	議決	水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	22
乙 23	議決	水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	23
乙 24	議決	通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	24
乙 25	議決	農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	25
乙 26	議決	農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	26
乙 27	議決	令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	企業局	27
乙 28	議決	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	企業局	28
乙 29	同意	沖縄県土地利用審査会委員の任命について	総務部	29

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例

【議案提出の理由】

地方公務員の定年引上げ及び他の都道府県の動向を踏まえ、職員の多様な働き方を可能とするため、55歳に達した職員の部分休業に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 部分休業ができる職員は、高年齢として条例で定める年齢（55歳）に達した職員とする。
- 2 任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、定年退職日までの期間中、当該部分休業を承認することができる。
- 3 部分休業の時間は、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内とする。
- 4 勤務しない時間について、減額して給与を支給する。
- 5 退職手当は、勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 6 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることとなった。

高齢者部分休業制度は、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度であり、令和4年4月時点で24の道府県で条例が制定されている。

地方公務員の定年引上げ等を踏まえ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するための措置として、高齢者部分休業制度を導入する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の受給資格者が事業開始した場合における失業等給付の受給期間の特例が設けられたこと等を踏まえ、失業者の退職手当について、国家公務員との均衡を図るため、同様の特例を設ける等の必要がある。

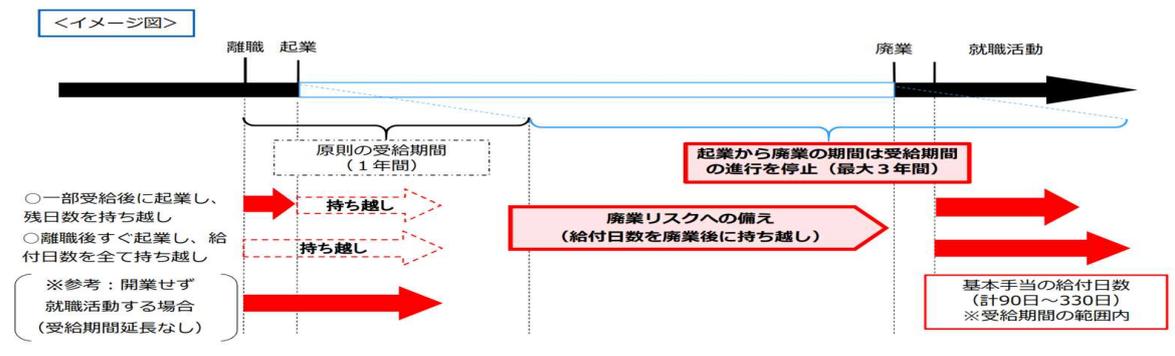
【議案の概要】

- 1 職員が退職の日後に事業を開始した場合に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しない特例を設ける。
- 2 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対する失業者の退職手当の支給日数を延長する暫定措置を延長する。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

失業等給付の受給期間の特例(第12条第4項)

基本手当の受給期間は原則1年とされているが、定年、規則に定める理由により退職した者については、求職活動を容易にするため、雇用保険制度と同様に、退職日の翌日から起算して2年を限度として、受給期間を延長することができる。離職後に起業し、事業を開始する場合があるなど就業形態が多様化している状況に鑑み、当該起業後の廃業リスクの備えとして、今回、新たに、**当該事業の実施期間は、基本手当の受給期間に参入しない特例(基本手当の給付を廃業後に持ち越し特例)**を設ける。



雇用情勢が悪い地域の暫定措置(附則第12項)

- 雇用機会が不足している地域を対象として、所定給付日数を超えて基本手当を支給する暫定措置について、**令和7年3月31日まで延長**する。

要件

- ① 特定退職者であること
- ② 雇用機会が不足する地域の居住者
- ③ 再就職促進のため職業指導を行うことが適当であると知事が認めたもの

延長日数は、60日(35歳から60歳未満特定退職者等で基準勤続期間が20年以上の者は30日)

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国及び他の都道府県の状況を考慮し、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたことに伴い、関係規定を整理する等の必要がある。

【議案の概要】

- 以下の条例の一部を改正する。
 - 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日までに拡大
 - 沖縄県職員の育児休業等に関する条例
非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等
- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

勤務時間条例

対象：常勤・非常勤職員

育児参加休暇の対象期間の拡大

【要件】配偶者が出産する場合に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合（対象：男性職員）

現行

- 期間：産後8週間を経過する日まで
- 日数：5日の範囲内



改正後

- 期間：子が1歳になる日まで
- 日数：5日の範囲内

育児休業条例

対象：非常勤職員

1 産後パパ育休（子の誕生日から57日間以内にする育児休業）の取得要件の緩和

現行

子が1歳6ヵ月になる日まで引き続き在職することが見込まれる者



改正後

子の誕生日から57日目より6ヵ月を経過する日まで在職が見込まれる者

2 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

現行

育休開始日は、子が1歳（又は1歳6ヵ月）の時点に限定



改正後

育休開始日を限定せず、子が1歳（又は1歳6ヵ月）以降に夫婦交替での取得が可能

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

現業職員を対象とする高齢者部分休業制度を導入することに伴い、高齢者部分休業を取得する場合の給与の減額について定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない現業職員に対する給与の減額について定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

地方公務員の定年引上げを踏まえ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するための措置として、現業職員以外の職員に高齢者部分休業制度を導入することを踏まえて、現業職員にも同制度を導入するため、部分休業を取得する場合の給与の減額について条例を定める必要がある。

提出議案の概要

【総務部】

【議案】

乙第5号議案 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

【議案提出の理由】

国家公務員法及び地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60年に達した職員に係る定年前の再任用及び管理監督職からの降任等の制度を導入するため、関係条例の規定を整備する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の定年年齢を65歳とする
とともに、定年引上げ期間中の定年を規定する。
- 2 管理監督職勤務上限年齢制の対象とする職について、管理職手当を支給する
職及びこれに準ずる職と規定する。また、管理監督職勤務上限年齢を60歳と規
定する。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員として、60歳に達した日以後に退職した者を短
時間勤務の職に採用できることを規定する。
- 4 職員が60歳に達する年度の前年度における情報提供・意思確認を規定する。
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

1. 定年の段階的引上げ

現行の60歳の定年を段階に引き上げて65歳とする。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 完成形
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職の職員を、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に異動させる。
- 役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

3. 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

4. 給与に関する措置

- 当分の間、60歳を超える職員の給料月額を、60歳前の7割水準に設定する。
- 60歳に達した以後に、定年退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

県立南部医療センター・こども医療センターに小児高度治療室を整備すること等に伴い、病床数を改める必要がある。

【議案の概要】

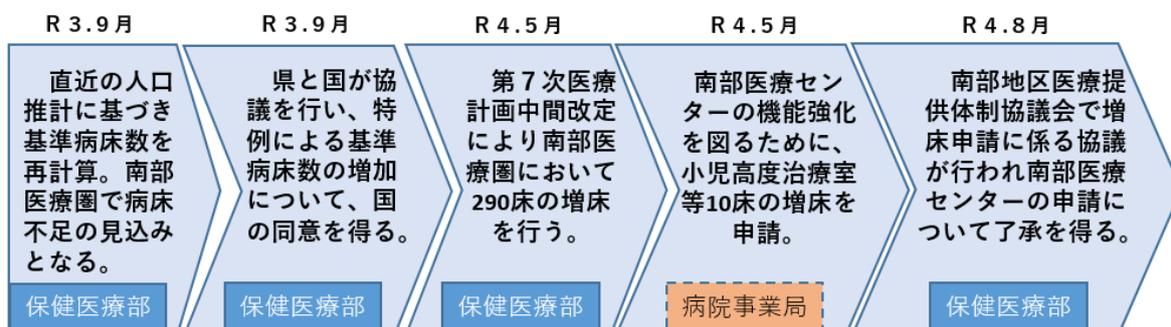
- 1 県立南部医療センター・こども医療センターの病床数を434床から444床に改める。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

1. 経緯

南部医療圏の基準病床数改定により、南部医療センターが、小児高度治療室等の整備のため10床の増床を計画している。

条例の施行と同日に、県が増床の許可を行う予定。



2. 増床の概要

	現状	増	増床後	効果
小児高度治療室 (小児HCU)	0	4	4	小児集中治療室の後方病床として、術後におけるこども患者の医療安全面の向上を図る。
産科病床	20	3	23	慢性的な満床状況下にあるため、これを解消し速やかで無駄のない診療体制を整える。
脳卒中集中治療室 (SCU)	3	3	6	県内各地から脳卒中患者を受け入れており、緊急搬送等による脳疾患患者等の受入体制強化を図る。

3. 病床全体



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第7号議案 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

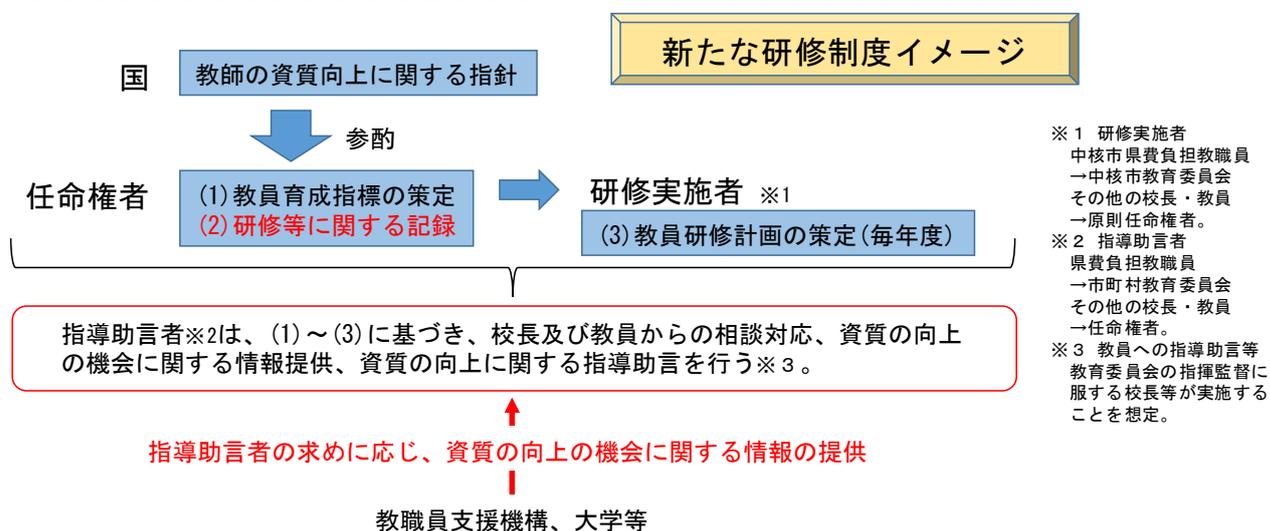
教育職員免許法等の一部が改正され、教育職員の普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたことに伴い、これらの免許状の有効期間の更新に係る手数料を廃止する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 教育職員の免許状の有効期間の更新、延長等に係る手数料を廃止する。
- 2 その他、所要の改正を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

現行		改正後
手数料名称（手数料徴収事務）		手数料名称（手数料徴収事務）
教育職員普通免許状授与手数料	存続	教育職員普通免許状授与手数料
教育職員特別免許状授与手数料		教育職員特別免許状授与手数料
教育職員臨時免許状授与手数料		教育職員臨時免許状授与手数料
教育職員普通免許状新教育領域追加手数料		教育職員普通免許状新教育領域追加手数料
教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料		教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料
教育職員免許状有効期間更新手数料		× 削除
教育職員免許状有効期間延長手数料	(削る)	
教育職員免許状書換え手数料（氏名・本籍地）	存続	教育職員免許状書換え手数料（氏名・本籍地）
教育職員免許状再交付手数料		教育職員免許状再交付手数料
教育職員免許状更新講習修了確認手数料 （更新講習の課程の修了の確認）	× 削除	(削る)
改正法附則第2条第3項第3号の確認手数料 （更新講習課程修了が所定の期間内である確認）		(削る)
教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料 （修了確認期限の延期）		(削る)
教育職員免許状更新講習受講免除手数料 （更新講習を受ける必要がないことの認定）		(削る)
教育職員検定料		教育職員検定料
	存続	



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第8号議案 工事請負契約について（県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）

【議案提出の理由】

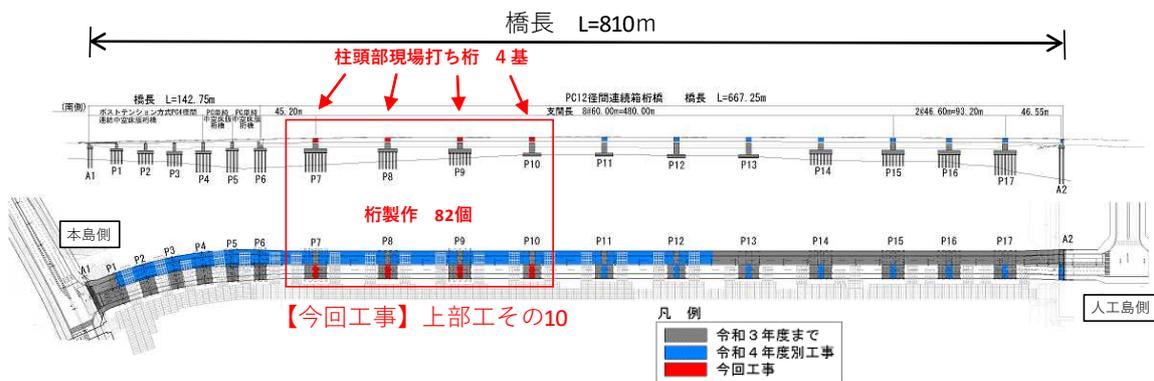
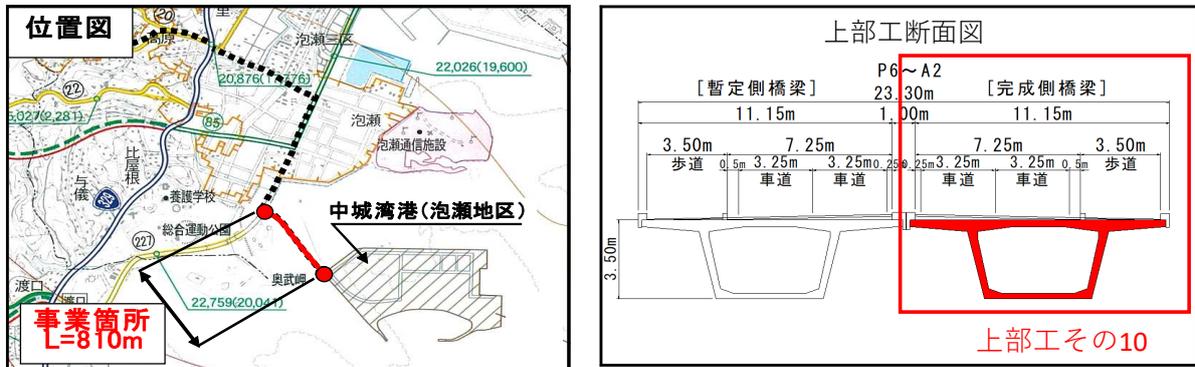
県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 13億6,169万円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号
三井住友建設・太田建設・明生建設特定建設工事共同企業体
代表者 三井住友建設株式会社九州支店
常務執行役員支店長 柴田雅俊
太田建設株式会社 代表取締役社長 太田秀吉
有限会社明生建設 代表取締役 池原淳

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4車線中人工島へ向かって右側2車線の桁（セグメント）製作及び現場打ち桁製作を行う工事である。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第9号議案 工事請負契約について（県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1-P6・北）

【議案提出の理由】

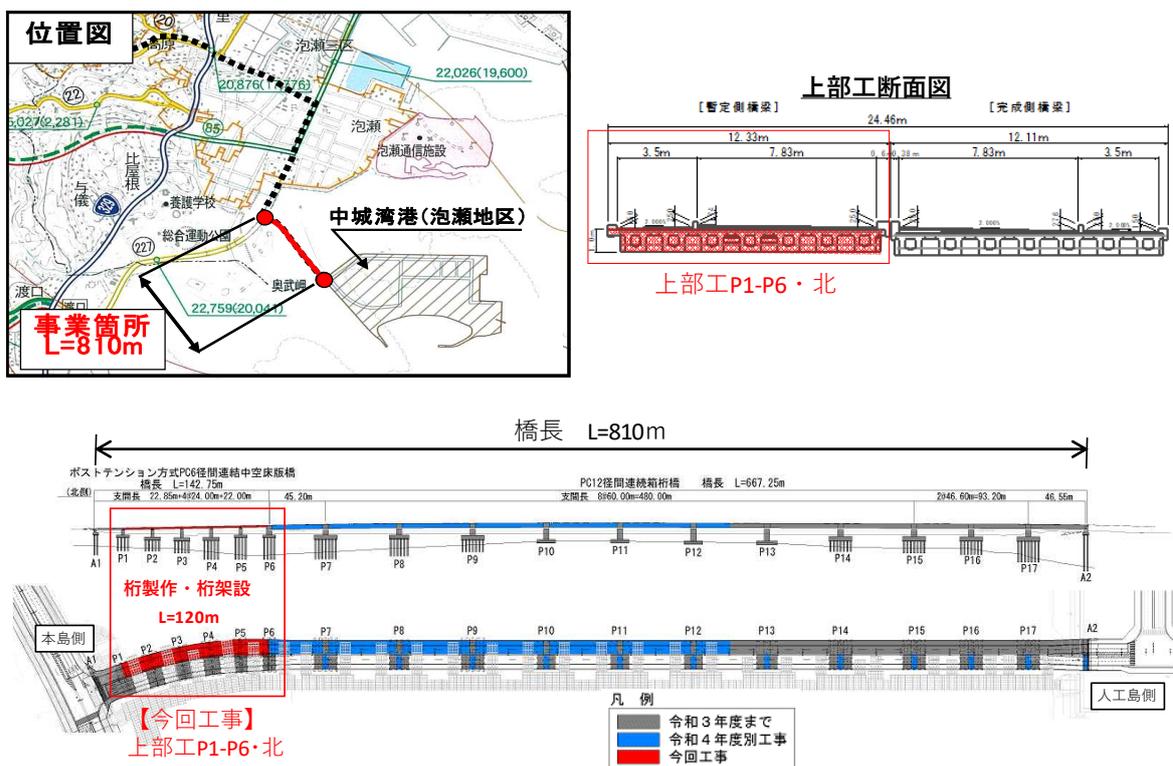
県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1-P6・北）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1-P6・北）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 9億8,582万円
- 4 契約の相手方 那覇市久茂地3丁目22番1号
川田・仲本・大豊特定建設工事共同企業体
代表者 川田建設株式会社 沖縄営業所 所長 伊志嶺作二
株式会社 仲本工業 代表取締役 仲本豊
大豊建設株式会社 代表取締役 豊里友和

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4車線中人工島へ向かって左側2車線の上部工約120mを整備する工事である。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第10号議案 工事請負契約について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))

【議案提出の理由】

宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区)の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

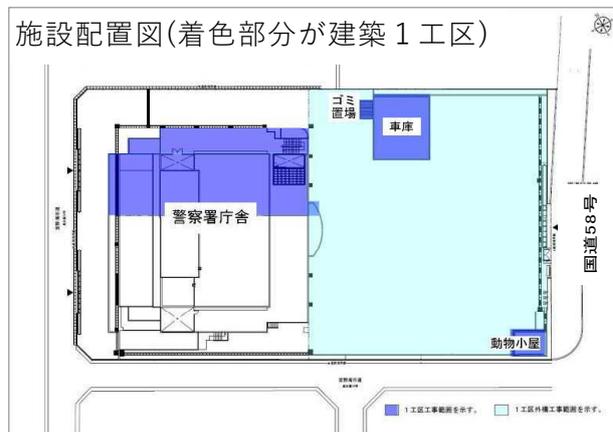
【議案の概要】

- 1 契約の目的 宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 8億2,472万5千円
- 4 契約の相手方 沖縄市美里六丁目5番1号
株式会社仲本工業・株式会社富士建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社仲本工業 代表取締役 仲本豊
株式会社富士建設 代表取締役 手登根明

【説明】

宜野湾警察署庁舎は、築後43年が経過し、施設の老朽化が著しく狭隘化しているため、建替えを行い執務環境の改善及び行政サービスの向上を図るものである。

本工事は、庁舎を建替える建築工事の1工区であり、警察署庁舎及び附属する車庫棟などを新築する工事である。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第11号議案 工事請負契約について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))

【議案提出の理由】

宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区)の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 8億7,087万円
- 4 契約の相手方 那覇市長田2丁目10番32号
株式会社野原建設・株式会社丸元建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社野原建設 代表取締役 上地修
株式会社丸元建設 代表取締役 糸数幸恵

【説明】

宜野湾警察署庁舎は、築後43年が経過し、施設の老朽化が著しく狭隘化しているため、建替えを行い執務環境の改善及び行政サービスの向上を図るものである。

本工事は、庁舎を建替える建築工事の2工区であり、警察署庁舎を新築する工事である。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(陽明高校校舎改築工事 (建築1工区))

【議案提出の理由】

陽明高校校舎改築工事 (建築1工区) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「15億2,936万800円」を「4,709万1,000円」増額し「15億7,645万1,800円」に変更する。

【説明】

既設校舎の老朽化が著しいことから、安全かつ快適な教育環境の整備を図るため、校舎の改築を行うものである。

今回の変更は、週休2日の取組による労務費の増額及び揚重機等指定仮設物の数量実績の清算等を行うものである。

- 1 契約金額 (変更前) 15億2,936万800円
- 2 契約金額 (変更後) 15億7,645万1,800円 (+4,709万1,000円)
- 3 契約の相手方 株式会社屋部土建・南洋土建株式会社・株式会社高橋土建特定建設工事共同企業体



敷地面積：47,197.86㎡

事業費：45億円

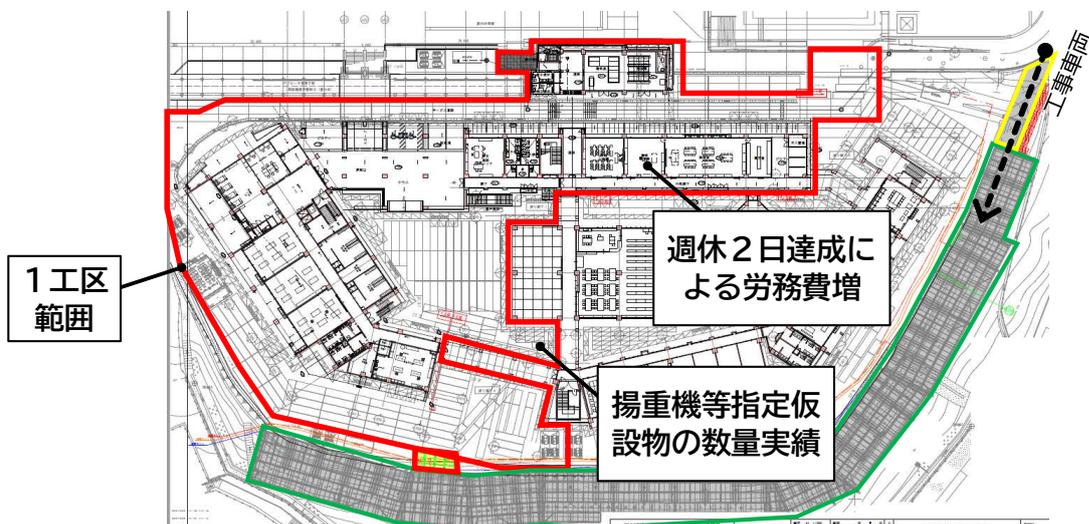
用途：高等学校 (校舎)

構造：鉄筋コンクリート造4階建

延べ面積：8,590.46㎡ (建築1工区)

(全体面積：14,469.21㎡)

工期：令和3年3月31日～令和4年11月15日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(陽明高校校舎改築工事 (建築2工区))

【議案提出の理由】

陽明高校校舎改築工事 (建築2工区) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「10億5,897万円」を「1,546万6,000円」増額し「10億7,443万6,000円」に変更する。

【説明】

既設校舎の老朽化が著しいことから、安全かつ快適な教育環境の整備を図るため、校舎の改築を行うものである。

今回の変更は、週休2日の取組による労務費の増額を行うものである。

- 1 契約金額 (変更前) 10億5,897万円
- 2 契約金額 (変更後) 10億7,443万6,000円 (+1,546万6,000円)
- 3 契約の相手方 株式会社大城組・株式会社大興建設・株式会社りゅうせき建設特定建設工事共同企業体



敷地面積：47,197.86㎡

事業費：45億円

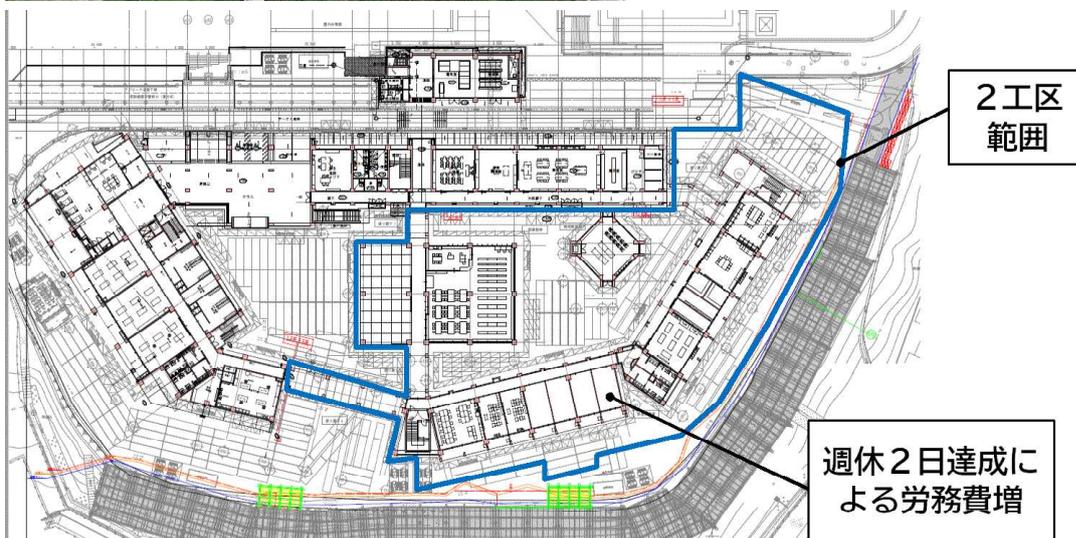
用途：高等学校 (校舎)

構造：鉄筋コンクリート造4階建

延べ面積：5,878.75㎡ (建築2工区)

(全体面積：14,469.21㎡)

工期：令和3年3月31日～令和4年11月15日



提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第14号議案 財産の取得について

【議案提出の理由】

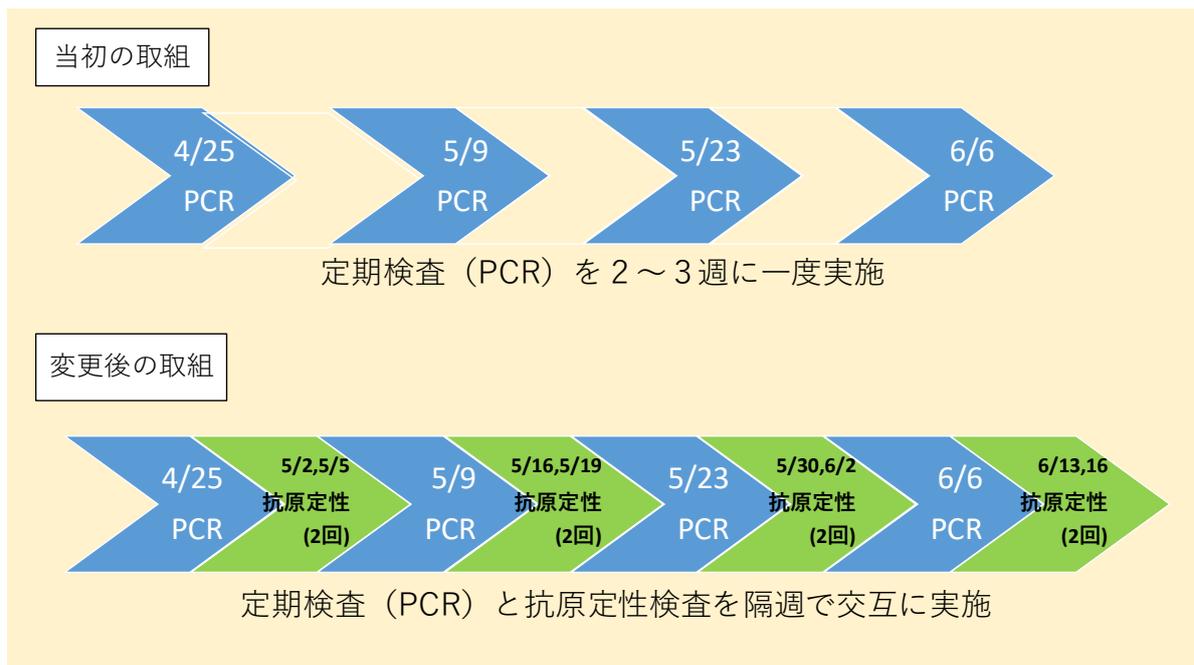
新型コロナウイルス抗原検出用キットの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするが、その議決を得ていないことから、契約を有効に成立させるため、議会の議決を求める。

【議案の概要】

- 1 品 名 新型コロナウイルス抗原検出用キット
- 2 数 量 250,000個
- 3 契 約 金 額 1億4,437万5,000円
- 4 契約の相手方 沖縄東邦株式会社 代表取締役 伊集院良憲
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため、高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画に基づき実施する定期検査に必要な新型コロナウイルス抗原検出用キットを購入した。
- 6 しかし、当該財産は、議会の議決に付すべき財産（予定価格7,000万円以上）であり、取得の際に議決を得ておく必要があるが、議決を得ずに契約を締結した。
- 7 当該契約を有効に成立させるため、議決を求めるものである。

【説明】

高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画



提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第15号議案 財産の取得について

【議案提出の理由】

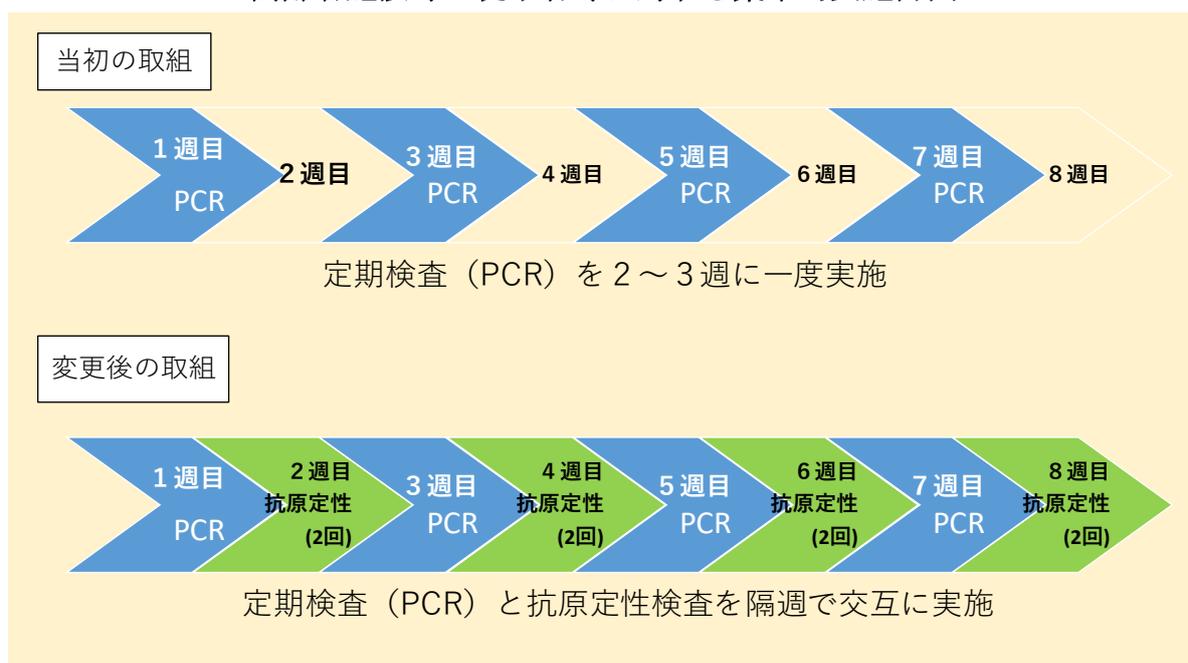
新型コロナウイルス抗原検出用キットの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするが、その議決を得ていないことから、契約を有効に成立させるため、議会の議決を求める。

【議案の概要】

- 1 品 名 新型コロナウイルス抗原検出用キット
- 2 数 量 200,000個
- 3 契 約 金 額 9,900万円
- 4 契約の相手方 沖縄メディックス株式会社 代表取締役 印正俊
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため、高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画に基づき実施する定期検査等に必要な新型コロナウイルス抗原検出用キットを購入した。
- 6 しかし、当該財産は、議会の議決に付すべき財産（予定価格7,000万円以上）であり、取得の際に議決を得ておく必要があるが、議決を得ずに契約を締結した。
- 7 当該契約を有効に成立させるため、議決を求めるものである。

【説明】

高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画



提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第16号議案 財産の取得について

【議案提出の理由】

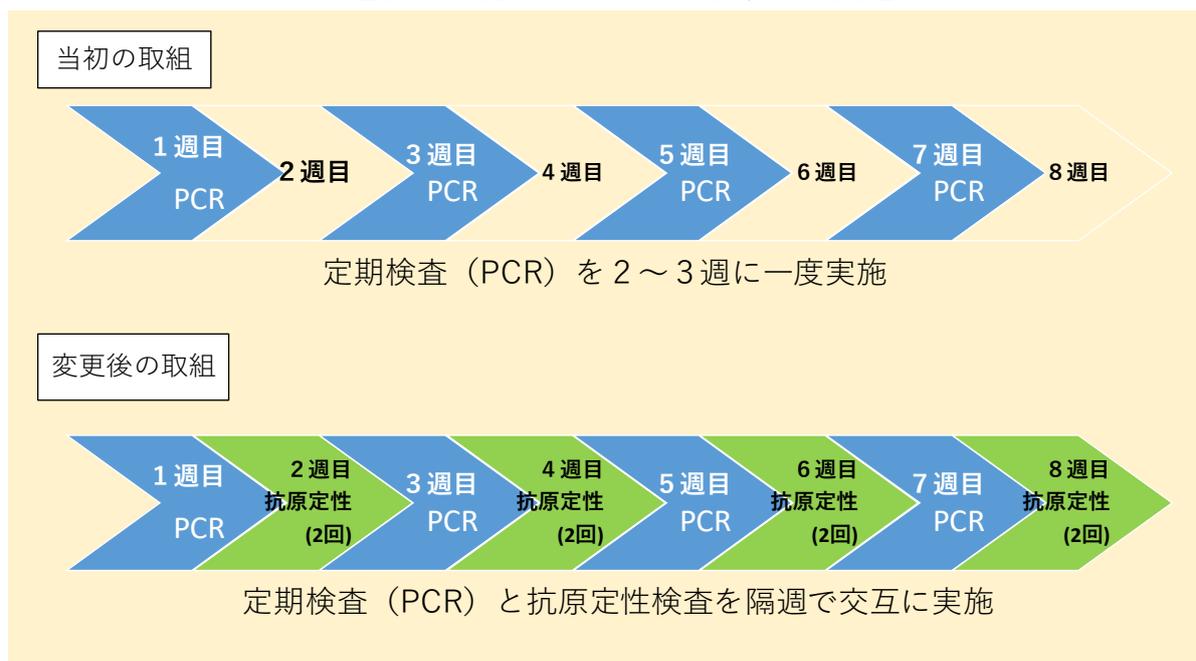
新型コロナウイルス抗原検出用キットの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするが、その議決を得ていないことから、契約を有効に成立させるため、議会の議決を求める。

【議案の概要】

- 1 品 名 新型コロナウイルス抗原検出用キット
- 2 数 量 200,000個
- 3 契 約 金 額 8,316万円
- 4 契約の相手方 沖縄東邦株式会社 代表取締役 伊集院良憲
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため、高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画に基づき実施する定期検査等に必要な新型コロナウイルス抗原検出用キットを購入した。
- 6 しかし、当該財産は、議会の議決に付すべき財産（予定価格7,000万円以上）であり、取得の際に議決を得ておく必要があるが、議決を得ずに契約を締結した。
- 7 当該契約を有効に成立させるため、議決を求めるものである。

【説明】

高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第17号議案 訴えの提起について

【議案提出の理由】

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、訴えを次のように提起することについて、議会の議決を求めるものである。

【説明】

- 1 被告 長期滞納者等5人（事件数5件）
- 2 請求の趣旨として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。
 - (1) 入居している県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 未納の家賃及び損害賠償金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 訴訟遂行の方針として必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第18号議案 指定管理者の指定について（首里城地区内施設及び首里城公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

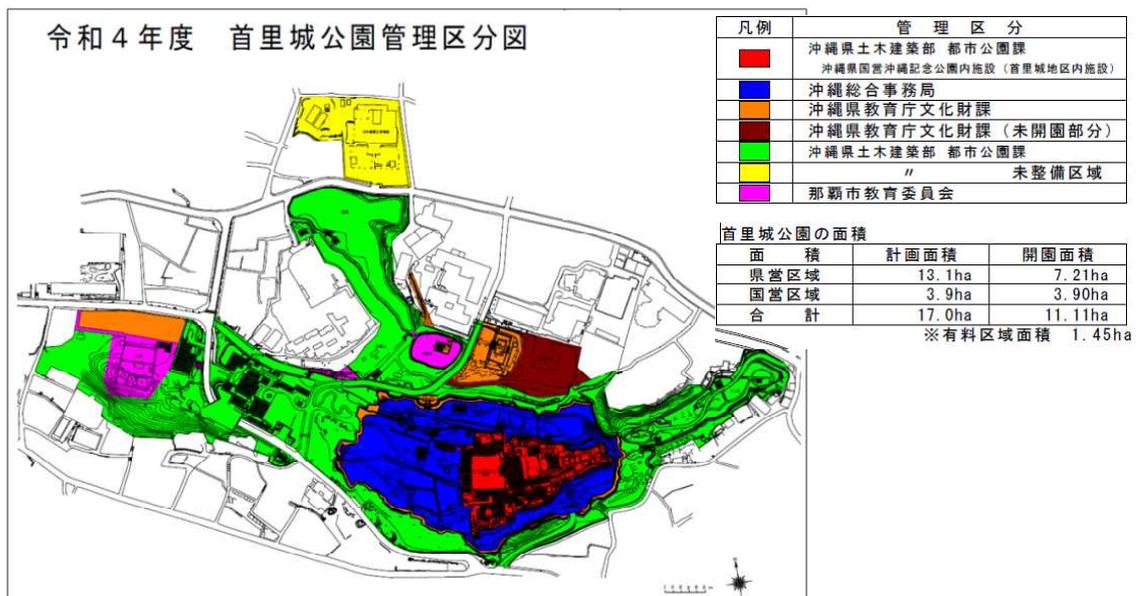
- 1 公の施設の名称
 - (1) 首里城地区内施設
 - (2) 首里城公園
- 2 指定管理者となる団体 本部町字石川888番地 一般財団法人沖縄美ら島財団
- 3 指定の期間
 - (1) 首里城地区内施設 令和5年2月1日から令和8年3月31日まで
 - (2) 首里城公園 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料上限額
 - (1) 首里城地区内施設 7億 152万9千円
 - (2) 首里城公園 4億8,150万2千円
- 3 首里城地区内施設及び首里城公園は、防災センター機能等を公園全体として一体的、統一的に構築・運用する必要があるため、両施設を一括して管理運営を行う指定管理者の公募を行った。

(参考)

- 1 現指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団
- 2 現指定管理期間
 - (1) 首里城地区内施設 平成31年2月1日から令和5年1月31日まで
 - (2) 首里城公園 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第19号議案 指定管理者の指定について（海洋博覧会地区内施設）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 海洋博覧会地区内施設
- 2 指定管理者となる団体 本部町字石川888番地 一般財団法人沖縄美ら島財団
- 3 指定の期間 令和5年2月1日から令和10年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料上限額 指定管理料なし
- 3 固定納付金
 - (1) 令和4年度 1億8,738万9千円
 - (2) 令和5～9年度 11億5,926万7千円（年額）

(参考)

- 1 現指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団
- 2 現指定期間 平成31年2月1日から令和5年1月31日まで



提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第20号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 県営土地改良事業について利益を受ける関係市町村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で70億6,160万8,000円。そのうち、徴収することになる17市町村67地区分の負担金の総額は3億9,768万2,295円となる。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、関係市町村の同意を得ている。

【説明】

県営土地改良事業の負担金の概要及び負担率

事業名	負担金の概要	負担率()は離島			
		国	県	地元	
水利施設整備事業	市町村及び地区数：12市町村33地区 総事業費：40億6,532万3,000円 総負担金額：1億7,753万9,835円	80	11 (15.5)	9 (4.5)	
農地整備事業	市町村及び地区数：8市町村26地区 総事業費：25億6,741万5,000円 総負担金額：1億9,238万2,325円	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)	
農地保全整備事業	市町村及び地区数：2市村6地区 総事業費：3億4,987万円 総負担金額：2,120万135円	(農地侵食防止工事) 80	10 (15)	10 (5)	
		(特殊農地保全整備) ほ場整備	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
		畑地かんがい	80	11 (15.5)	9 (4.5)
ため池等整備事業	市町村及び地区名：名護市真喜屋地区 事業費：5,500万円 負担金額：440万円	80	12 (16.5)	8 (3.5)	
農業基盤整備促進事業	市町村及び地区名：大宜味村押川地区 事業費：2,400万円 負担金額：216万円	80	11 (15.5)	9 (4.5)	

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第21号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 農地整備事業について利益を受ける北大東村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は1億2,400万円。そのうち、徴収することになる北大東村の負担金額は1,054万円となっており、負担率は事業費の8.5%である。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、北大東村の同意を得ている。

【説明】

農地整備事業の採択基準及び負担率

事業種類	採択基準	負担率()は離島		
		国	県	地元
農業生産基盤整備附帯事業 ・ 土壌改良事業	・ 受益面積がおおむね20ha以上 ・ 営農上一定のまとまりを有する地域で、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること ・ 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね5割以上を占めること	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第22号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

水利施設整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 水利施設整備事業について利益を受ける関係市町に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で9,000万円。そのうち、徴収することになる2市町2地区分の負担金の総額は810万円となっており、負担率は事業費の9.0%である。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、関係市町の同意を得ている。

【説明】

水利施設整備事業の採択基準及び負担率

事業種類	採択基準	負担率		
		国	県	地元
・ 基幹的農業水利施設の補修及び更新	・ 国営若しくは県営事業で造成された施設であること	80	11	9
・ 突発的事故に対する緊急補修工事等	・ 機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること			

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第23号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 水質保全対策事業について利益を受ける関係市村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で3億100万円。そのうち、徴収することになる5市村6地区分の負担金の総額は3,650万円となっており、負担率は本島地域で事業費の12.5%、離島地域で事業費の10.0%である。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、関係市村の同意を得ている。

【説明】

水質保全対策事業の採択基準及び負担率

事業種類	採択基準	負担率()は離島		
		国	県	地元
(耕土流出防止型) ・勾配抑制 ・グリーンベルト ・畦畔 ・土砂だめマス ・法面保護 ・沈砂池 ・承水路(排水路) ・路面保護 ・土層改良 ・暗渠排水 ・沈砂池の軽微な変更	国頭マージ、島尻マージまたはジャール等に覆われた地帯で、対象農用地が20ha以上であること。	75	12.5 (15)	12.5 (10)

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第24号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

通作条件整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 通作条件整備事業について利益を受ける石垣市に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で4,600万円。そのうち、徴収することになる石垣市の負担金額は230万円となっており、負担率は事業費の5.0%である。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、石垣市の同意を得ている。

【説明】

通作条件整備事業の採択基準及び負担率

事業種類	採択基準	負担率()は離島		
		国	県	地元
農道保全対策事業	・受益面積が50ha以上 ・総事業費30百万円以上	85	7.5 (10)	7.5 (5)

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第25号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 農業基盤整備促進事業について利益を受ける読谷村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で2,350万円。そのうち、徴収することとなる読谷村の負担金額は235万円となっており、負担率は事業費の10.0%である。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、読谷村の同意を得ている。

【説明】

農業基盤整備促進事業の採択基準及び負担率

事業種類	採択基準	負担率()は離島		
		国	県	地元
・農業用排水施設 ・暗渠排水 ・土層改良 ・区画整理 ・農作業道 ・農用地の保全	受益者数：2者以上 総事業費：200万円以上	80	10 (15)	10 (5)

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第26号議案 農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 農業水路等長寿命化・防災減災事業について利益を受ける関係市町村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で3億6,750万円。そのうち、徴収することになる7市町村7地区分の負担金の総額は3,307万5,000円となっており、負担率は事業費の9.0%である。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、関係市町村の同意を得ている。

【説明】

農業水路等長寿命化・防災減災事業の採択基準及び負担率

事業種類	採択基準	負担率		
		国	県	地元
長寿命化対策 水利施設整備	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化・防災減災整備計画を作成していること・事業費：200万円以上・受益者数：2者以上・工期：原則3カ年以内	80	11	9

提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第27号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【議案提出の理由】

令和3年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金5億6,525万9,386円の全額を減債積立金に積み立てる。

【説明】

○令和3年度 沖縄県水道事業剰余金処分計算書(案) (単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	30,162,029,757	16,009,079,647	565,259,386
議会の議決による処分類	0	0	△ 565,259,386
減債積立金の積立	0	0	△ 565,259,386
処分後残高	30,162,029,757	16,009,079,647	(繰越利益剰余金) 0

提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第28号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【議案提出の理由】

令和3年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金7,553万6,732円の全額を建設改良積立金に積み立てる。

【説明】

○令和3年度 沖縄県工業用水道事業剰余金処分計算書(案) (単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	784,360,616	409,987,994	75,536,732
議会の議決による処分数額	0	0	△ 75,536,732
建設改良積立金の積立	0	0	△ 75,536,732
処分後残高	784,360,616	409,987,994	(繰越利益剰余金) 0

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第29号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について

【議案提出の理由】

土地利用審査会委員7人が令和4年10月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

土地利用審査会委員は、国土利用計画法第39条第4項の規定により、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

今回委員として提案した坂本恵子氏等7人の方々は、いずれも土地利用、地価その他の土地に関する事項に関し、法律、不動産、環境、都市計画、農業、林業及び金融の分野について優れた経験と知識を有しており、土地利用審査会委員として適任であることから、議会の同意を得て任命したい。

【説明】

1 沖縄県土地利用審査会の役割

- (1) 知事が行う規制区域の指定、解除及び区域の減少が相当であることの確認や規制区域内の土地取引について許可基準に該当するものとして知事が許可する場合の意見申出
- (2) 知事が行う監視区域・注視区域の指定、解除及び区域を減少する場合の意見申出や監視区域・注視区域内の土地売買等の届出をした者に対し、知事が契約等に関する勧告をする場合の意見申出
- (3) 知事が権利取得者の行う土地売買等の事後届出に対し、土地の利用目的に関する勧告をする場合の意見申出
- (4) 遊休土地に係る計画の届出をした者に対し、知事が計画変更等の勧告をする場合の意見申出

2 沖縄県土地利用審査会委員について（現行）（発令期間：R01.11.01～R04.10.31）

氏名	期	役職	分野
西村 オリエ	2	弁護士 ゆあ法律事務所	法律実務
村山 哲志	1	不動産鑑定士 村山不動産鑑定（株）代表取締役	不動産鑑定
山川 彩子	2	沖縄国際大学准教授	自然環境保全
神谷 大介	2	琉球大学准教授	都市計画
松田 勝美	1	沖縄県農業協同組合女性部副会長	農業
平良 喜一	2	（公社）沖縄県緑化推進委員会理事長	林業
松原 知之	1	（株）琉球リース社長	金融

3 委員の活動状況について（令和元年11月～令和4年6月）

- (1) 委員改選 1回（令和元年度）
- (2) 地価調査結果報告（書面開催） 1回（令和2年度）

令和 4 年度 一般会計補正予算（第 4 号）（案） 説明資料

1	一般会計補正予算（第 4 号）（案）の概要	1 頁
2	歳入歳出総括	2 頁
3	歳入歳出財源内訳	3 頁
4	部局別総括	4 頁
5	補正予算事業	5 頁
6	繰越明許費補正	13 頁
7	債務負担行為補正	14 頁

令和 4 年 9 月
総務部財政課

一般会計補正予算(第4号)(案)の概要

1 補正予算の考え方

新型コロナウイルス感染症対策等を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成する。

2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計】	20,976,438	
1 新型コロナウイルス感染症対応	19,942,790	
2 その他	1,033,648	

歳入歳出総括

(単位：千円)

(1) 歳入

既決予算額 888,324,483

今回補正額 20,976,438

第3号補正予算成立後
888,330,466

(内 訳)

分担金及び負担金	4,838
国庫支出金	13,751,496
繰入金	6,699,875
諸収入	290,529
県債	229,700

改予算額 909,300,921

第3号補正予算成立後
909,306,904

(2) 歳出

既決予算額 888,324,483

今回補正額 20,976,438

第3号補正予算成立後
888,330,466

(内 訳)

義務的経費	1,300,384
扶助費	1,300,384
投資的経費	426,412
普通建設事業費	426,412
補助事業費	111,050
単独事業費	315,362
その他の経費	19,249,642
物件費	9,748,760
補助費等	9,500,882

改予算額 909,300,921

第3号補正予算成立後
909,306,904

歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補 正 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
分担金及び負担金	4,838			4,838	
国庫支出金	13,751,496	13,751,496			
繰入金	6,699,875			591	6,699,284
諸収入	290,529			290,529	
県債	229,700		229,700		
歳入合計	20,976,438	13,751,496	229,700	295,958	6,699,284
(歳 出)					
義務的経費	1,300,384	816,499			483,885
扶助費	1,300,384	816,499			483,885
投資的経費	426,412	91,000	229,700	4,838	100,874
普通建設事業費	426,412	91,000	229,700	4,838	100,874
補助事業費	111,050	91,000	8,500	4,838	6,712
単独事業費	315,362		221,200		94,162
その他の経費	19,249,642	12,843,997		291,120	6,114,525
物件費	9,748,760	5,176,865		290,529	4,281,366
補助費等	9,500,882	7,667,132		591	1,833,159
歳出合計	20,976,438	13,751,496	229,700	295,958	6,699,284

【参考】令和4年度末財政調整基金残高見込額

(単位：千円)

	補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		補正後 見込額 d(a-b+c)
		取崩 b	積立 c	
財政調整基金	18,750,079	6,699,284	0	12,050,795

↑

第3号補正予算成立後
18,744,096

↑

第3号補正予算成立後
12,044,812

部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
総 務 部	156,396,794	288,877				288,877
企 画 部	34,125,245	23,878				23,878
子ども生活福祉部	102,932,908	136,616	22,092			114,524
保 健 医 療 部	116,694,152	19,432,253	13,638,404	4,200	291,120	5,498,529
農 林 水 産 部	53,272,965	131,488	91,000	26,800	4,838	8,850
文化観光スポーツ部	54,502,377	461,791				461,791
土 木 建 築 部	74,925,703	217,766		170,000		47,766
教 育 委 員 会	169,755,052	283,769		28,700		255,069
合 計	888,324,483	20,976,438	13,751,496	229,700	295,958	6,699,284

※一般会計補正予算(第4号)の計上がある部局のみ掲載

第3号補正予算成立後
888,330,466

一般会計補正予算（第4号） 事業

1 新型コロナウイルス感染症対応

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	児童福祉施設指導育成費	44,185	<p>児童養護施設等において、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために要する経費</p> <p>【予算】 補正前 45,354千円 → 補正後 89,539千円</p> <p>【内訳】 需用費 2,883千円、備品購入費 3,076千円、補助金38,226千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童養護施設等における感染防止対策等のかかり増し経費について、引き続き支援を行うための補正</p>	子ども生活福祉部
2	新型コロナウイルス感染症対策事業（高齢者福祉）	9,630	<p>高齢者介護福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために要する経費</p> <p>【予算】 補正前 299,124千円 → 補正後 308,754千円</p> <p>【内訳】 需用費 6,130千円、委託料 3,500千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した施設等に対する衛生資材等の緊急の供給や、各施設における感染対策・感染拡大防止に対する相談対応等の取組を強化するための補正</p>	子ども生活福祉部
3	新型コロナウイルス感染症対策事業（障害福祉）	1,240	<p>在宅の障害児等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための支援を行う事業所等への協力金に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 39,865千円 → 補正後 41,105千円</p> <p>【内訳】 報償費 1,240千円</p> <p>【内容】 在宅の重症心身障害児等を、一時的に医療機関に代わり受け入れる短期入所の事業所等に対し、協力金を支給するための補正</p>	子ども生活福祉部
4	新型コロナウイルス感染症相談体制強化事業	106,784	<p>新型コロナウイルス感染症に対する相談体制強化の継続に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 163,712千円 → 補正後 270,496千円</p> <p>【内訳】 役務費 2,962千円、委託料 103,822千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症に係る相談コールセンター等のフォローアップ機能を継続するための補正</p>	保健医療部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
5	新型コロナウイルス感染症保健所体制強化事業	183,850	<p>新型コロナウイルス感染症に係る保健所の体制強化を継続するために要する経費</p> <p>【予算】 補正前 425,802千円 → 補正後 609,652千円</p> <p>【内訳】 報償費 6,095千円、旅費 1,625千円、需用費 2,676千円、 役務費 7,763千円、委託料 163,162千円、使用料 2,529千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外部応援保健師等の受入や入力作業へのRPAなど保健所の体制強化を継続するための補正</p>	保健医療部
6	新型コロナウイルス感染症患者入院医療費事業	467,880	<p>新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 660,535千円 → 補正後 1,128,415千円</p> <p>【内訳】 委託料 312千円、扶助費 467,568千円</p> <p>【内容】 感染症法に基づき保健所が入院を勧告した新型コロナウイルス感染症入院患者の自己負担分医療費の公費負担を継続するための補正</p>	保健医療部
7	新型コロナウイルス感染症クラスター対策事業	29,854	<p>新型コロナウイルス感染症のクラスター対策として、医療機関・福祉施設等への感染症対策指導に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 33,512千円 → 補正後 63,366千円</p> <p>【内訳】 役務費 167千円、使用料 1,256千円、負担金 28,431千円</p> <p>【内容】 医療機関・福祉施設等への感染症対策指導を行う専門家の派遣を継続するための補正</p>	保健医療部
8	新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業	7,729,683	<p>新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れのため、医療機関が空床とした病床に対する支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 16,510,404千円 → 補正後 24,240,087千円</p> <p>【内訳】 補助金 7,729,683千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床確保に対し、補助金支給を継続するための補正</p>	保健医療部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
9	新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業	712,368	<p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関に対する協力金に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 2,226,978千円 → 補正後 2,939,346千円</p> <p>【内訳】 報償費 712,368千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等における医療従事者の処遇改善や、後方支援医療機関等に対する協力金を継続するための補正</p>	保健医療部
10	新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設運営事業	3,159,077	<p>新型コロナウイルス感染症患者のうち、軽症者等が療養するための宿泊施設の運営に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 7,547,768千円 → 補正後 10,706,845千円</p> <p>【内訳】 委託料 2,833,542千円、負担金 29,048千円、扶助費 296,487千円</p> <p>【内容】 軽症者向けの宿泊療養施設の確保体制を継続するための補正</p>	保健医療部
11	新型コロナウイルス感染症自宅療養支援事業	1,311,987	<p>新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養者の支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,138,859千円 → 補正後 2,450,846千円</p> <p>【内訳】 報償費 56,838千円、旅費 2,105千円、需用費 1,653千円、役務費 42,798千円、委託料 1,156,887千円、使用料 51,706千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症自宅療養者に対する配食サービスや健康管理等の支援体制を継続するための補正</p>	保健医療部
12	新型コロナウイルス感染症医療従事者向け宿泊施設確保事業	9,556	<p>新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者に対する宿泊費支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 77,913千円 → 補正後 87,469千円</p> <p>【内訳】 補助金 9,556千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者の負担軽減を図り、医療提供体制を確保するため、宿泊費補助を継続するための補正</p>	保健医療部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
13	新型コロナウイルス感染症患者搬送支援事業	3,547	<p>新型コロナウイルス感染症患者の搬送に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 47,432千円 → 補正後 50,979千円</p> <p>【内訳】 委託料 3,547千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症患者に対し、重症化に伴う転院等に必要なドクターカー（病院救急車）の運用業務を継続するための補正</p>	保健医療部
14	新型コロナウイルス感染症医療チーム等派遣支援事業	181,050	<p>患者搬送コーディネーターの配置やDMAT・DPAT等の医療チーム派遣に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 169,400千円 → 補正後 350,450千円</p> <p>【内訳】 報償費 21,478千円、旅費 825千円、役務費 3,851千円、 使用料 436千円、負担金 154,460千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送調整や派遣医師等の確保を継続するための補正</p>	保健医療部
15	新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業	1,371,483	<p>エッセンシャルワーカー等に対するPCR検査実施等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 3,999,326千円 → 補正後 5,370,809千円</p> <p>【内訳】 委託料 1,371,483千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、エッセンシャルワーカーに対する定期PCR検査を継続して実施するための補正</p>	保健医療部
16	新型コロナウイルス感染症検査体制確保事業	1,759,464	<p>新型コロナウイルス感染症の検査体制の確保に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 4,026,082千円 → 補正後 5,785,546千円</p> <p>【内訳】 委託料 1,223,135千円、扶助費 536,329千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための、行政検査及び保険診療検査の公費負担を継続するための補正</p>	保健医療部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
17	ワクチン・検査パッケージ等活用促進事業	2,399,361	<p>一般無料検査におけるPCR検査等の実施に要する費用</p> <p>【予算】 補正前 2,868,379千円 → 補正後 5,267,740千円</p> <p>【内訳】 委託料 2,399,361千円</p> <p>【内容】 感染拡大傾向時等に不安を感じる無症状者を対象として実施する一般無料検査を継続するための補正</p>	保健医療部
18	おきなわ事業者復活支援金	457,765	<p>国が実施した事業復活支援金を受給した事業者を対象に、売上規模等に応じた県独自の支援金を給付するための経費</p> <p>【予算】 補正前 2,133,836千円 → 補正後 2,591,601千円</p> <p>【内訳】 報償費 430,633千円、委託料 27,132千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した県内事業者に対する給付件数が、当初想定を上回ることによる補正</p>	文化観光スポーツ部
19	新型コロナウイルス感染症対策ホテル等協力金	4,026	<p>新型コロナウイルスの陽性となった旅行者が医療機関や宿泊療養施設に移るまでの間、一時的に受け入れる宿泊事業者に対する協力金に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 4,026千円</p> <p>【内訳】 報償費 4,026千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルスの陽性となった観光客の入院や入所調整に時間を要する場合に、新規に受け入れる宿泊事業者に対し協力金を支給するための補正</p>	文化観光スポーツ部

一般会計補正予算（第4号）事業

2 その他

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	税務システム運営事業	14,519	<p>税務システムの運用管理に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 304,834千円 → 補正後 319,353千円</p> <p>【内訳】 委託料 14,519千円</p> <p>【内容】 税制改正に係る令和4年7月及び9月の仕様変更対応及び自動車税に係る全国の共同利用システム更改への対応（沖縄県税務事務トータルシステム改修）に伴う補正</p>	総務部
2	賦課徴収費（税務課）	274,358	<p>県税過誤納金の還付に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 3,612,420千円 → 補正後 3,886,778千円</p> <p>【内訳】 償還金、利子及び割引料 274,358千円</p> <p>【内容】 法人県民税及び法人事業税の過誤納金の還付に要する経費について、当初見込んでいた額を上回ることに伴う補正</p>	総務部
3	ネットワーク整備費	23,878	<p>本庁及び出先機関のネットワーク基盤の整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 531,067千円 → 補正後 554,945千円</p> <p>【内訳】 使用料及び賃借料 23,878千円</p> <p>【内容】 世界的な半導体不足や急激な円安による機器等の調達費用の高騰に伴う補正</p>	企画部
4	第32軍司令部壕保存・公開事業	81,561	<p>第32軍司令部壕の保存・公開に向けて必要な土地の取得及び安全対策に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 61,507千円 → 補正後 143,068千円</p> <p>【内訳】 委託料 737千円、工事請負費 4,424千円、 公有財産購入費 76,400千円</p> <p>【内容】 第32軍司令部壕の現存する唯一の坑口である第5坑口周辺用地を取得するとともに、当該用地についてフェンス等の安全対策を行うための補正</p>	子ども生活福祉部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
5	妊婦訪問支援事業	591	<p>ハイリスク妊婦を早期に発見し、早期の支援を実施に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 591千円</p> <p>【内訳】 補助金 591千円</p> <p>【内容】 沖縄県安心子ども基金を活用し、さまざまな事情から育児が困難になる可能性がある妊婦や、健診未受診の妊婦を訪問し、その状況を把握するとともに、必要な支援に繋げるための補正</p>	保健医療部
6	保健所施設整備事業費（単独事業）	5,718	<p>保健所の施設整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 32,313千円 → 補正後 38,031千円</p> <p>【内訳】 委託料 5,718千円</p> <p>【内容】 南部保健・福祉合同庁舎第2駐車場の危険ブロック塀の撤去及び変状が激しい擁壁の改築を緊急に行うための補正</p>	保健医療部
7	中央家畜保健衛生所移転整備事業	20,438	<p>旧中央家畜保健衛生所の解体工事に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 110,193千円 → 補正後 130,631千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 20,438千円</p> <p>【内容】 地中の杭の撤去に伴う追加工事を実施するための補正</p>	農林水産部
8	農業水路等長寿命化・防災減災事業	53,750	<p>農業水利施設における長寿命化や、防災・減災対策に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,406,590千円 → 補正後 1,460,340千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 49,750千円、委託料 4,000千円</p> <p>【内容】 経年劣化した貯水池の漏水対策（多良間村）や機能低下した揚水ポンプ施設の補修（うるま市）を行うための補正</p>	農林水産部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
9	農地耕作条件改善事業	57,300	<p>農地の大区画化・汎用化等、地域のニーズに応じた基盤整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 367,962千円 → 補正後 425,262千円</p> <p>【内訳】 補助金 57,300千円</p> <p>【内容】 大型機械の導入が図れるよう、農道整備（石垣市）を行うための補正</p>	農林水産部
10	緊急自然災害防止対策事業（道路防災）	170,000	<p>道路冠水対策の調査・工事に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 700,000千円 → 補正後 870,000千円</p> <p>【内訳】 委託料 50,000千円、工事請負費 120,000千円</p> <p>【内容】 道路冠水対策についての調査設計（宮古島市、糸満市）、工事（宮古島市）を実施するための補正</p>	土木建築部
11	国営公園管理費（首里城）	47,766	<p>国営沖縄記念公園首里城地区の管理運営に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 120,396千円 → 補正後 168,162千円</p> <p>【内訳】 委託料 47,766千円</p> <p>【内容】 次期指定管理期間（令和5年2月から令和8年3月）に係る令和4年度の2ヶ月分の指定管理料を設定するための補正</p>	土木建築部
12	中学校施設整備単独事業費	38,382	<p>北部地区における中高一貫教育校（沖縄県立名護高等学校附属桜中学校）の設置に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 168,356千円 → 補正後 206,738千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 38,382千円</p> <p>【内容】 建築資材の高騰等による工事請負費の増加に対応するための補正</p>	教育委員会
13	全日制高等学校一般管理運営費	245,387	<p>県立全日制高等学校の学校運営に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 2,475,030千円 → 補正後 2,720,417千円</p> <p>【内訳】 需用費 245,387千円</p> <p>【内容】 原油価格高騰の影響により、不足が見込まれている全日制高等学校の光熱水費に対する補正</p>	教育委員会

繰越明許費補正

【一般会計】

(追加)

(単位：千円)

款	項	補正額	備考
2 総務費		1,162,584	
	2 企画費	1,162,584	離島地区情報通信基盤高度化事業
6 農林水産業費		1,296,756	
	3 農地費	1,231,865	水利施設整備事業（補助金事業） 他3事業
	5 水産業費	64,891	水産流通基盤整備事業
8 土木費		2,274,107	
	2 道路橋りょう費	1,619,665	地域連携道路事業費（地域高規格道路） 他3事業
	3 河川海岸費	100,000	社会資本整備総合交付金（河川）
	4 港湾費	411,084	社会資本整備総合交付金（港湾）
	5 都市計画費	143,358	公園費（社会資本交付金）
合 計		4,733,447	

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
「 県 営 首 里 城 公 園 」 指 定 管 理 料	令和5年度から 令和7年度まで	481,502
「国営沖縄記念公園内施設（首里城地区）」 指 定 管 理 料	令和5年度から 令和7年度まで	653,763

(変更)

事 項	期 間	限 度 額 (変 更 前)	限 度 額 (変 更 後)
			千円
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	令和5年度から 令和10年度まで	1,306,183	1,585,680